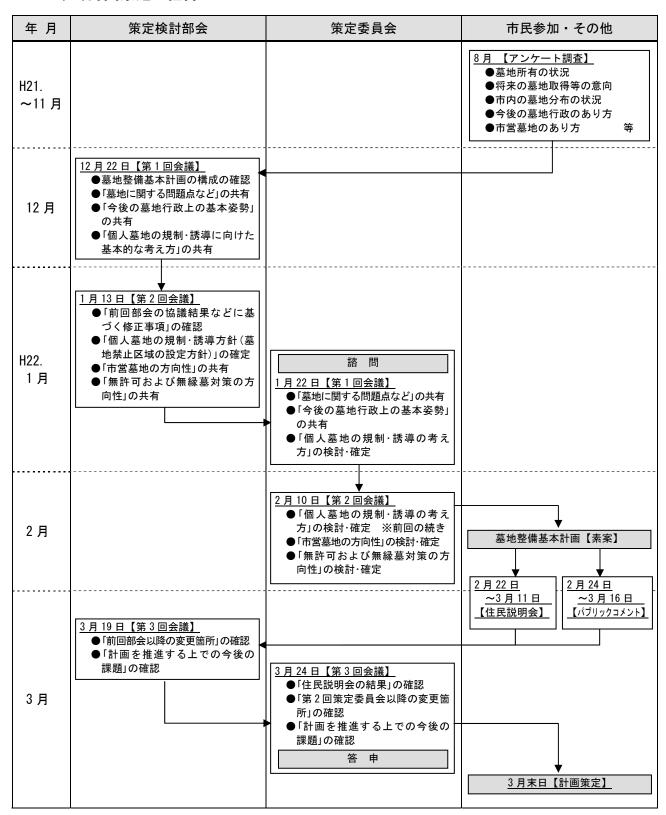
資料編



資料-1 計画策定の経緯等

(1)計画策定の経緯





(2)各種会議のメンバー

1)うるま市墓地整備基本計画策定委員会

	区分	所属	氏 名	備考
1	委員長	琉球大学 工学部 教授	池田 孝之	
2	副委員長	うるま市 副市長	榮野川 盛治	
3	委員	沖縄県中部福祉保健所 保健総括兼生活衛生班長	仲宗根 純	
4	委員	うるま市女性連合会会長	島袋 邦子	
5	委員	うるま市自治会長連絡協議会 代表(具志川地区)	兼城 賢栄	
6	委員	うるま市自治会長連絡協議会 代表(石川地区)	石川 霜子	
7	委員	うるま市自治会長連絡協議会 代表 (勝連地区)	高屋 渥美	
8	委員	うるま市自治会長連絡協議会 代表(与那城地区)	高良 眞一	
9	委員	うるま市 市民部長	比嘉 弘之	
10	委員	うるま市 市民部 環境課長	平良 眞知	

2)うるま市墓地整備基本計画策定検討部会

	区分	所属	氏 名	備考
1	部会長	市民部長	比嘉 弘之	
2	副部会長	市民部 環境課長	平良 眞知	
3	委員	農業委員会 事務局長	與古田 政二	
4	委員	市民部 環境課主幹	船越 一夫	
5	委員	企画部 企画課長	天願 雅也	
6	委員	企画部 まちづくり課長	上間 秀二	
7	委員	都市計画部 都市計画課長	島袋 宗康	
8	委員	経済部 農政課長	読谷山 義光	
9	委員	経済部 観光課長	石川 眞善	
10	委員	建設部 土木課長	島袋 盛三	

(3)各種会議の規定

1)うるま市墓地整備基本計画策定委員会規則

平成 21 年 12 月 28 日 規則第 57 号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第3条 の規定に基づき、うるま市墓地整備基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市墓地整備基本計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

- 第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共的団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、うるま市墓地整備基本計画が策定されるまでの間とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (会議の招集に関する特例)
- 2 この規則の施行後最初に行われる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



2)うるま市墓地整備基本計画策定検討部会設置規程

平成21年12月15日 訓令第46号

(設置)

第1条 うるま市墓地整備基本計画の策定に必要な検討を行うため、うるま市墓地整備基本計画 策定検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所堂事務)

- 第2条 検討部会は、うるま市墓地整備基本計画に関する事項を調査審議する。
- 2 検討部会は、調査審議した事項について、市長に報告しなければならない。

(組織)

- 第3条 検討部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 検討部会の委員は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。

(部会長及び副部会長)

- 第4条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に市民部長、副部会長に環境課長をもって充てる。
- 2 部会長は検討部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。
- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(由終

第6条 検討部会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮って定める。

附則

この訓令は、平成21年12月15日から施行する。

別表(第3条関係)

所属	職名
市民部	部長
農業委員会	事務局長
市民部環境課	課長
市民部環境課	主幹
企画部企画課	課長
企画部まちづくり課	課長
都市計画部都市計画課	課長
経済部農政課	課長
経済部観光課	課長
建設部土木課	課長



資料-2 墓地需要の推計の詳細

(1)墓地需要の推計手法および結果概要

今後の墓地施策を検討する上での一つの材料とするため、将来の墓地需要(墳墓数、面積)を推計します。

推計にあたっては、以下に示すとおり、「墓地に関する統計データを踏まえた手法」と「学識者考案の簡易予測式」による手法の2種類を採用し、比較検証を行うことにしました。

【タイプⅠ. 墓地に関する統計データを踏まえた推計】

過去 10 年間における市内の墳墓増加数や、墳墓増加に直結する死亡者数の動向などを勘案して、将来の墳墓増加数を推計します。

【タイプⅡ. 学識者考案の簡易予測式による推計】

沖縄県墓地公園整備基本方針 (H12 年 3 月) 策定の際に使われている、学識者考 案の簡易予測式により、将来の墳墓増加数を推計します。

- ・パターンA・・・総人口×13÷10,000人
- ・パターンB・・総世帯数×4÷1,000 世帯
- ・パターンC・・・死亡者数×0.2

各タイプそれぞれで、形態別(個人墓、管理型墓) の墳墓増加数および墓地増加面積を推計します。

(2)推計結果

図表-1 推計結果の比較(平成32年度までの10年間)

推計手法		墳墓	形態別	の墳墓増加	数、墓地増加	面積
		増加数	個人墓		管理型墓	
タイプ [4,867基	3, 572 基 10. 7ha		1, 295 基	1. 9ha
	パターンA	1,463基	1, 074 基	3. 2ha	389 基	0. 6ha
タイプⅡ	パターンB	1,587基	1, 165 基	3. 5ha	422 基	0. 6ha
	パターンC	1, 550 基	1, 138 基	3. 4ha	412 基	0. 6ha



比較検証の結果、

「タイプ [] の推計方法を採用することの妥当性が高いと考えられます。

- ●タイプⅠの推計方法では、市民がうるま市内に墓地を取得する需要だ けでなく、市外居住者がうるま市内に墓地を取得する需要も含めた推 計値となります。(タイプⅡは、市外居住者による需要は含まれません)
- ●過去 10 年間の墓地増加数は 4,145 基であり、タイプ I の推計値はこ れに近く、また、近年の死亡者が増加傾向(本編 P6 参照)にあるこ とを踏まえると、より現実に近い数値であると考えられます。

(3)タイプ [による推計の詳細

1)推計の流れ

図表-2 推計フロー

【将来の墳墓増加数の推計】 STEP3 形態別の 将来墳墓増加数の推計 STEP1 STEP2 STEP2 で算出した値に、市民アンケート 死亡者一人あたりの 調査結果より得られる個人墓需要比 将来墳墓増加数の推計 率、管理型墓需要比率を乗ずること 墳墓増加数の算出 で、形態別の数量を算出する ·個人墓需要比率 =73.4%· 死亡者一人あたりの墳墓増加数 ・・・① 各年の将来死亡者数に、STEP1 で算出 •管理型墓需要比率=26.6% =10年間(1998~2008)の墳墓増加数 した値を乗ずることで、年間墳墓増加数 ÷10 年間の死亡者数 を算出する。最後に、目標年次までの合 計を行い、将来墳墓増加数を算出する STEP4 ※ 死亡者数は、「沖縄県人口移動報 告年報」による 年間墳墓増加数=将来死亡者数×① 字別の ※ 1998 年の墳墓数は「沖縄県墓地公 将来墳墓増加数=各年の合計 将来墳墓増加数の推計 園整備基本指針1,2008年の墳墓 (個人墓) 数は「うるま市墓地実態調査報告 ※ 将来死亡者数=将来総人口×死亡率 書」による 4 地域別の将来墳墓増加数(個人墓) ※ 将来総人口は、コーホート要因法による に、字別の将来老年人口比率を乗ずるこ ※ 死亡率は、最近 10 年間の平均死亡 とで、字別の数量(個人墓)を算出する 率を算出し、将来的にも一定と仮定

【将来の墓地増加面積の推計】

将来墓地增加面積 (個人墓)

STEP3で算出した個人墓数に、1基あたりの墓 地面積(30 ㎡)を乗ずることで、将来の墓地増 加面積を算出する

※ 1 基あたりの墓地面積は、行政指導上の目安

将来墓地增加面積 (管理型墓)

STEP3 で算出した管理型墓数に、1 基あたり の墓地面積(15 ㎡。供用部分を含む)を乗ず ることで、将来の墓地増加面積を算出する

※ 1 基あたりの墓地面積は、市内実績値による



2)将来の墳墓増加数の推計

【STEP1】 死亡者一人あたりの墳墓増加数の算出

- ●「沖縄県墓地公園整備基本指針(平成 12 年 3 月)」では、市町村別に墳墓数 (平成 8~10 年度に実施した墓地現況調査の結果)が示されています。その なかで、うるま市の墳墓数は 7,158 基となっています。
- ●一方、「うるま市墓地実態調査報告書」によれば、平成 21 年 3 月現在(平成 20 年度現在)の墳墓数は 11,303 基となっています。つまり、平成 10~20 年度の 10 年間で、4,145 基増加したことになります。

墳墓増加数 = 11,303 基 - 7,158 基 = 4,145 基

●一方、沖縄県の統計資料を用いて平成 10~20 年度までの市内死亡者数を合計すると、7,658 人となります。したがって、死亡者一人あたりの墳墓増加数は次のとおりとなります。

死亡者一人あたりの墳墓増加数 = 4,145 基 ÷ 7,658 人 = 0.541 基

【STEP2】 将来墳墓増加数の推計

- ●死亡率を設定し、将来総人口に乗ずることで、各年の将来死亡者数を算出します。さらには、これに「死亡者一人あたりの墳墓増加数」を乗ずることによって、年間墳墓増加数を算出します。
- ●なお、死亡率については、将来的にも大きく変わらないものと仮定し、沖縄県「人口移動報告年報」を用いて算出した、最近 10 年間(1998~2008 年)の平均死亡率(6.87%)を採用しています。
- ●目標年次までの年間墳墓増加数を合計し、将来墳墓増加数を算出します。

年間墳墓増加数 = (推計人口 × 6.87%) × 0.541 基

図表-3 将来総人口

単位:人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
具志川	67,121	67,464	67,809	68,152	68,497	68,840	69,054	69,269	69,482	69,697	69,911
石川	23,069	23,165	23,261	23,356	23,452	23,548	23,606	23,664	23,723	23,781	23,839
勝連	13,954	13,998	14,042	14,084	14,128	14,172	14,203	14,234	14,265	14,296	14,327
与那城	12,581	12,586	12,590	12,595	12,599	12,604	12,602	12,600	12,599	12,597	12,595
合計	116,725	117,213	117,702	118,187	118,676	119,164	119,465	119,767	120,069	120,371	120,672

推計方法:コーホート要因法による。旧市町別かつ市街地内・外別に推計し、最終的に、旧市町別でとりまとめ。 基礎データ:平成 17 年国勢調査データ(年齢別・男女別人口)、国立社会保障・人口問題研究所によるデータ(生残率、 純移動率)、沖縄県人口動態統計によるデータ(出生率、出生比率)など



図表-4	造莫增加数	((将来総人口×列	E 亡 率 6 87%)	×0 541 基)
X 77 T4	坦泰垣加数	し付不能入口 ヘツ	[, L_42° U. 0 / 70 /	^ U. U4 I 25/

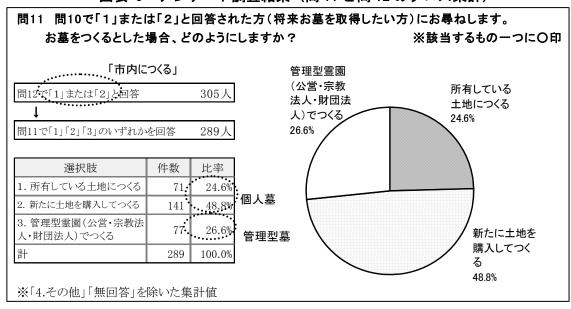
単位:基

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	合計
具志川	249	251	252	253	254	256	257	258	258	259	260	2,807
石川	86	86	86	86	87	88	88	88	88	88	89	960
勝連	52	52	53	53	53	53	53	53	53	54	54	583
与那城	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	517
合計	434	436	438	439	441	444	445	446	446	448	450	4,867

【STEP3】 形態別の将来墳墓増加数の推計

- ●アンケート調査結果(問 11、問 12)を参考にして、「個人墓」「管理型墓」の 需要比率を算出します。
- ●将来墳墓増加数に、個人墓および管理型墓の需要比率を乗じることで、形態 別の将来墳墓増加数を算出します。

図表-5 アンケート調査結果(問 11 と問 12 のクロス集計)



- ・個人墓の増加数 = 4,867 基 × (24.6% + 48.8%) = 3,572 基
- ・管理型墓の増加数= 4,867基 × 26.6% = 1,295基



【STEP4】 字別の将来墳墓増加数の推計

- ●将来墳墓増加数に、字別の将来者年人口比率(高齢者の数が、墳墓増加に特に影響を与えるものとして仮定)を乗ずることにより、字別の将来墳墓増加数を算出します。
- ●なお、管理型墓については、すべての字で発生することは想定しずらく、また、推計が困難であることから、字別の将来墳墓増加数の推計は、「個人墓のみ」を対象としています。

図表-6 字別の将来墳墓増加数 (個人墓のみ)

		10719 不ろ		
		H32	老年人口の	将来墳墓
		老年人口	字別割合	増加数
	具志川	1,080人	7.0%	143基
	田場	1,062人	6.8%	141基
	赤野	323人	2.1%	43基
	みどり町1丁目	164人	1.1%	22基
	みどり町2丁目	265人	1.7%	35基
	みどり町3丁目	276人	1.8%	37基
	みどり町4丁目	236人	1.5%	31基
	みどり町5丁目	214人	1.4%	28基
	みどり町6丁目	154人	1.0%	20基
	宇堅	307人	2.0%	41基
	天願	333人	2.1%	44基
	昆布	496人	3.2%	66基
	栄野比	565人	3.6%	75基
	川崎	499人	3.2%	66基
	西原	563人	3.6%	75基
	安慶名	821人	5.3%	109基
具	平良川	363人	2.3%	48基
志川	喜屋武	744人	4.8%	99基
地	兼箇段	722人	4.6%	96基
垣域	赤道	1,592人	10.2%	211基
-30	江洲	649人	4.2%	86基
	宮里	764人	4.9%	101基
	仲嶺	249人	1.6%	33基
	喜仲一丁目	100人	0.6%	13基
	喜仲二丁目	254人	1.6%	34基
	喜仲三丁目	136人	0.9%	18基
	喜仲四丁目	86人	0.6%	12基
	上江洲	501人	3.2%	66基
	大田	309人	2.0%	41基
	川田	212人	1.4%	28基
	塩屋	305人	2.0%	40基
I	豊原	250人	1.6%	33基
I	高江洲	729人	4.7%	97基
	前原	213人	1.4%	28基
	州崎	1人	0.0%	0基
	具志川地域 合計	15,537人	100.0%	2,060基

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	勝連南風原	850人	23.5%	101基
	勝連平安名	1,103人	30.6%	130基
勝	勝連内間	308人	8.5%	37基
連	勝連平敷屋	1,078人	29.9%	128基
地	勝連津堅	137人	3.8%	16基
域	勝連浜	83人	2.3%	10基
	勝連比嘉	51人	1.4%	6基
	勝連地域 合計	3,610人	100.0%	428基

-0%	日ル玖(個八本V/V/									
		H32	老年人口の	将来墳墓						
		老年人口	字別割合	増加数						
	石川	607人	10.7%	76基						
	石川東恩納	976人	17.3%	122基						
	石川東恩納崎	_	I	0基						
	石川伊波	804人	14.2%	100基						
	石川嘉手苅	140人	2.5%	17基						
	石川山城	316人	5.6%	39基						
	石川楚南	_	I	0基						
	石川石崎1丁目	1人	0.0%	0基						
	石川石崎2丁目	_	1	0基						
	石川東山1丁目	318人	5.6%	40基						
石	石川東山2丁目	278人	4.9%	35基						
Ш	石川白浜1丁目	122人	2.2%	15基						
地	石川白浜2丁目	78人	1.4%	10基						
域	石川東山本町1丁目	172人	3.0%	21基						
	石川東山本町2丁目	190人	3.4%	24基						
	石川赤崎1丁目	33人	0.6%	4基						
	石川赤崎2丁目	150人	2.7%	19基						
	石川赤崎3丁目	_	I	0基						
	石川曙1丁目	42人	0.7%	5基						
	石川曙2丁目	329人	5.8%	41基						
	石川曙3丁目	261人	4.6%	33基						
	石川1丁目	430人	7.6%	54基						
	石川2丁目	404人	7.1%	50基						
	石川地域 合計	5,651人	100.0%	705基						

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	与那城照間	340人	9.4%	36基
	与那城西原	459人	12.6%	48基
	与那城	440人	12.1%	46基
	与那城饒辺	414人	11.4%	43基
	与那城屋慶名	1,247人	34.4%	130基
_	与那城平安座	403人	11.1%	42基
与那	与那城桃原	74人	2.0%	8基
城	与那城上原	80人	2.2%	8基
地	与那城宮城	57人	1.6%	6基
地域	与那城池味	31人	0.9%	3基
136	与那城伊計	85人	2.3%	9基
	与那城中央	_	-	0基
	与那城安勢理	_	-	0基
	与那城平宮	_	_	0基
ı	与那城屋平	_	_	0基
	与那城地域 合計	3,630人	100.0%	379基

	将来墳墓 増加数
うるま市合計	3,572基



3)将来の墓地増加面積の推計

- ●将来墓地面積は、将来墳墓増加数に、1 基あたりの墓地面積を乗じることで算出します。また、個人墓地と管理型墓地に分けて推計します。
- ●個人墓地については、行政指導上(墓地等の許可申請に関する事務取扱要領)、30 ㎡/基以下が目安となっているため、30 ㎡/基とします。なお、「沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月)資料編」で整理されている、うるま市実績値は、約32㎡/基(破風型・新式の平均)となっています。
- ●管理型墓地については、本市における管理型墓地の許可申請実績を参考に、 15 ㎡/基(共用部分を含む)とします。

図表-7 字別の将来墓地増加面積

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	具志川	143基	0.43ha
	田場	141基	0.42ha
	赤野	43基	0.13ha
	みどり町1丁目	22基	0.07ha
	みどり町2丁目	35基	0.11ha
	みどり町3丁目	37基	0.11ha
	みどり町4丁目	31基	0.09ha
	みどり町5丁目	28基	0.08ha
	みどり町6丁目	20基	0.06ha
	宇堅	41基	0.12ha
	天願	44基	0.13ha
	昆布	66基	0.20ha
	栄野比	75基	0.23ha
	川崎	66基	0.20ha
	西原	75基	0.23ha
	安慶名	109基	0.33ha
具志	平良川	48基	0.14ha
心川	喜屋武	99基	0.30ha
地	兼箇段	96基	0.29ha
地域	赤道	211基	0.63ha
236	江洲	86基	0.26ha
	宮里	101基	0.30ha
	仲嶺	33基	0.10ha
	喜仲一丁目	13基	0.04ha
	喜仲二丁目	34基	0.10ha
	喜仲三丁目	18基	0.05ha
	喜仲四丁目	12基	0.04ha
	上江洲	66基	0.20ha
	大田	41基	0.12ha
	川田	28基	0.08ha
	塩屋	40基	0.12ha
	豊原	33基	0.10ha
	高江洲	97基	0.29ha
	前原	28基	0.08ha
l	州崎	0基	0.00ha
	具志川地域 合計	2,060基	6.18ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	勝連南風原	101基	0.30ha
	勝連平安名	130基	0.39ha
勝	勝連内間	37基	0.11ha
連	勝連平敷屋	128基	0.38ha
地	勝連津堅	16基	0.05ha
域	勝連浜	10基	0.03ha
	勝連比嘉	6基	0.02ha
	勝連地域 合計	428基	1.28ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	石川	76基	0.23ha
	石川東恩納	122基	0.37ha
	石川東恩納崎	_	_
	石川伊波	100基	0.30ha
	石川嘉手苅	17基	0.05ha
	石川山城	39基	0.12ha
	石川楚南	_	_
	石川石崎1丁目	0基	0.00ha
	石川石崎2丁目	1	-
	石川東山1丁目	40基	0.12ha
石	石川東山2丁目	35基	0.11ha
Ш	石川白浜1丁目	15基	0.05ha
地	石川白浜2丁目	10基	0.03ha
域	石川東山本町1丁目	21基	0.06ha
	石川東山本町2丁目	24基	0.07ha
	石川赤崎1丁目	4基	0.01ha
	石川赤崎2丁目	19基	0.06ha
	石川赤崎3丁目	_	_
	石川曙1丁目	5基	0.02ha
	石川曙2丁目	41基	0.12ha
	石川曙3丁目	33基	0.10ha
	石川1丁目	54基	0.16ha
	石川2丁目	50基	0.15ha
	石川地域 合計	705基	2.12ha

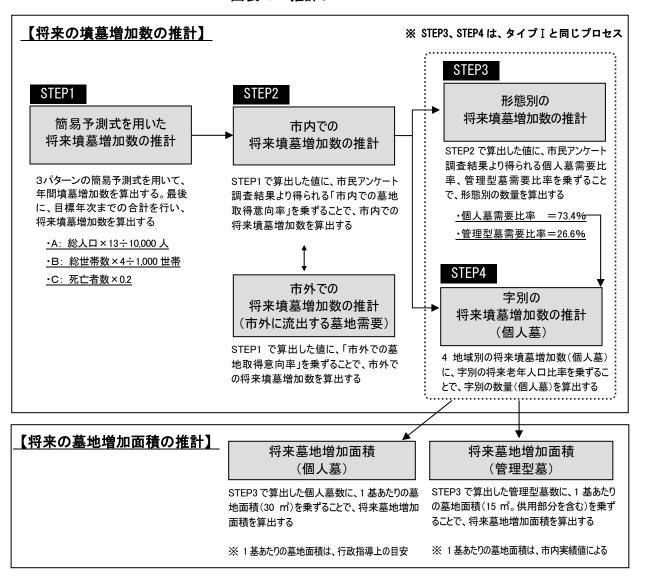
		将来墳墓	将来墓地
		増加数	増加面積
		(個人墓)	(個人墓)
	与那城照間	36基	0.11ha
	与那城西原	48基	0.14ha
	与那城	46基	0.14ha
	与那城饒辺	43基	0.13ha
	与那城屋慶名	130基	0.39ha
۱.	与那城平安座		0.13ha
与	与那城桃原	8基	0.02ha
那	与那城上原	8基	0.02ha
城地	与那城宮城	6基	0.02ha
域	与那城池味	3基	0.01ha
以	与那城伊計	9基	0.03ha
	与那城中央	ı	-
	与那城安勢理	_	-
	与那城平宮	_	-
	与那城屋平	_	_
	与那城地域 合計	379基	1.14ha

将来墓地 増加面積 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (管理型墓)	合 計
10.7ha	1.9ha	12.7ha



(2)タイプ II による推計の詳細 1)推計の流れ

図表-8 推計フロー



2)将来の墳墓増加数の推計

【STEP1】 簡易予測式を用いた将来墳墓増加数の推計

- ●「沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月)」で示された3パターンの簡易 予測式を用いて、旧市町別に将来墳墓増加数を推計します。
- ●なお、この予測式は、年間墳墓増加数を算出するものであることから、目標年次までの合計を行います。
 - ・パターンA・・・ 総人口×13÷10,000 人= 墳墓増加数/年
 - ・パターンB・・・ 総世帯数×4÷1,000世帯= 墳墓増加数/年
 - ・パターンC・・・ 死亡者数×0.2= 墳墓増加数/年



図表-9 パターンAによる将来墳墓増加数の推計

[将来総人口(タイプ]と同値)]

単位:人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
具志川	67,121	67,464	67,809	68,152	68,497	68,840	69,054	69,269	69,482	69,697	69,911
石川	23,069	23,165	23,261	23,356	23,452	23,548	23,606	23,664	23,723	23,781	23,839
勝連	13,954	13,998	14,042	14,084	14,128	14,172	14,203	14,234	14,265	14,296	14,327
与那城	12,581	12,586	12,590	12,595	12,599	12,604	12,602	12,600	12,599	12,597	12,595
合計	116,725	117,213	117,702	118,187	118,676	119,164	119,465	119,767	120,069	120,371	120,672

[将来墳墓増加数 (総人口×13÷10,000人)]

単位:基

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	合計
具志川	87	88	88	89	89	89	90	90	90	90	91	981
石川	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	31	337
勝連	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	198
与那城	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	176
合計	151	152	152	153	154	154	155	155	155	155	156	1,692

図表-10 パターンBによる将来墳墓増加数の推計

[将来総世帯数]

単位:戸

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
具志川	22,910	23,167	23,425	23,681	23,939	24,196	24,418	24,641	24,863	25,086	25,308
石川	8,358	8,441	8,525	8,607	8,691	8,774	8,844	8,914	8,985	9,055	9,125
勝連	4,303	4,348	4,394	4,440	4,486	4,531	4,568	4,604	4,642	4,678	4,715
与那城	4,259	4,287	4,315	4,343	4,371	4,399	4,418	4,437	4,457	4,476	4,495
合計	39,830	40,243	40,659	41,071	41,487	41,900	42,248	42,596	42,947	43,295	43,643

推計方法: 将来人口に世帯主率 (H17 国勢調査における男女別・年齢別世帯主数、男女別人口による) を乗じて推計

[将来墳墓増加数 (総世帯数×4÷1,000 世帯)]

単位:基

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	合計
具志川	92	93	93	95	96	97	98	98	99	100	102	1,063
石川	33	34	34	34	35	35	35	35	36	36	37	384
勝連	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19	198
与那城	17	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	193
合計	159	162	162	164	166	168	169	169	171	172	176	1,838



図表-11 パターンCによる墓地増加数の推計

[将来死亡者数] 単位:人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
具志川	460	464	466	468	470	473	474	476	477	478	480			
石川	159	159	160	160	161	162	162	163	163	163	164			
勝連	96	96	97	97	97	98	98	98	98	99	99			
与那城	86	86	86	86	86	87	87	87	86	86	86			
合計	801	805	809	811	814	820	821	824	824	826	829			

推計方法:タイプ [のとおり

[将来墳墓增加数 (死亡者数×0.2)]

単位:基

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	合計
具志川	92	93	93	93	94	94	94	95	95	95	96	1,034
石川	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	352
勝連	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	220
与那城	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	187
合計	161	162	162	162	163	163	163	164	164	164	165	1,793

【STEP2】 市内での将来墳墓増加数の推計

- ●STEP1 の将来墳墓増加数は、市内のみならず、市外に墓地を求める人の需要も含まれていることが考えられます。
- ●このため、STEP1 で算出した将来墳墓増加数に、「市内での墓地取得意向率(アンケート調査 問 12)」を乗ずることで、市内での将来墳墓増加数を算出します。
- ●「市内での墓地取得意向率」は、"将来、お墓をつくりたい"と回答した人に対して、"市内でお墓をつくりたい"と回答した人の比率(無回答を除く)です。また、地域性を考慮するため、旧4市町別に算定しています。

図表-12 市内での将来墳墓増加数

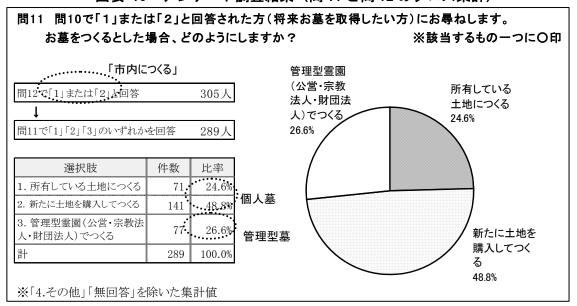
		パターンA			パターンB			パターンC	
	将来 墓地増加数 (a)	市内墓地 取得意向率 (b)	市内 墳墓増加数 (a×b)	将来 墓地増加数 (a)	市内墓地 取得意向率 (b)	市内 墳墓増加数 (a×b)	将来 墓地増加数 (a)	市内墓地 取得意向率 (b)	市内 墳墓増加数 (a×b)
具志川	981基	85.7%	841基	1,063基	85.7%	911	1,034基	85.7%	886基
石川	337基	79.3%	267基	384基	79.3%	305	352基	79.3%	279基
勝連	198基	93.8%	186基	198基	93.8%	186	220基	93.8%	206基
与那城	176基	95.8%	169基	193基	95.8%	185	187基	95.8%	179基
合計	1,692基		1,463基	1,838基		1,587	1,793基		1,550基



【STEP3】 形態別の将来墳墓増加数の推計

- ●アンケート調査結果(問 11、問 12)を参考にして、「個人墓」「管理型墓」の 需要比率を算出します。
- ●将来墳墓増加数に、個人墓および管理型墓の需要比率を乗じることで、形態 別の将来墳墓増加数を算出します。

図表-13 アンケート調査結果(問 11 と問 12 のクロス集計)



[パターンA]

- ・個人墓の増加数 = 1,463 基 × (24.6% + 48.8%) = 1,074 基
- 管理型墓の増加数= 1,463 基 × 26.6% = 389 基

[パターンB]

- ・個人墓の増加数 = 1,587基 × (24.6% + 48.8%) = 1,165基
- 管理型墓の増加数= 1,587 基 × 26.6% = 422 基

[パターンC]

- ・個人墓の増加数 = 1,550基 × (24.6% + 48.8%) = 1,138基
- ・管理型墓の増加数= <u>1,550 基 × 26.6% = 412 基</u>



【STEP4】 字別の将来墳墓増加数の推計 ※プロセスはタイプ [と同じ

- ●将来墳墓増加数に、字別の将来者年人口比率(高齢者の数が、墓地増加に特に影響を与えるものとして仮定)を乗ずることにより、字別の将来墳墓増加数を算出します。
- ●なお、管理型墓については、すべての字で発生することは想定しずらく、また、推計が困難であることから、字別の将来墳墓増加数の推計は、「個人墓のみ」を対象としています。

図表-14 パターンA 字別の将来墳墓増加数(個人墓のみ)

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	具志川	1,080人	7.0%	43基
	田場	1,062人	6.8%	42基
	赤野	323人	2.1%	13基
	みどり町1丁目	164人	1.1%	7基
	みどり町2丁目	265人	1.7%	11基
	みどり町3丁目	276人	1.8%	11基
	みどり町4丁目	236人	1.5%	9基
	みどり町5丁目	214人	1.4%	9基
	みどり町6丁目	154人	1.0%	6基
	宇堅	307人	2.0%	12基
	天願	333人	2.1%	13基
	昆布	496人	3.2%	20基
	栄野比	565人	3.6%	22基
	川崎	499人	3.2%	20基
	西原	563人	3.6%	22基
	安慶名	821人	5.3%	33基
具	平良川	363人	2.3%	14基
川	喜屋武	744人	4.8%	30基
地	兼箇段	722人	4.6%	29基
域	赤道	1,592人	10.2%	63基
	江洲	649人	4.2%	26基
	宮里	764人	4.9%	30基
	仲嶺	249人	1.6%	10基
	喜仲一丁目	100人	0.6%	5基
	喜仲二丁目	254人	1.6%	10基
	喜仲三丁目	136人	0.9%	5基
	喜仲四丁目	86人	0.6%	3基
	上江洲	501人	3.2%	20基
	大田	309人	2.0%	12基
	川田	212人	1.4%	8基
	塩屋	305人	2.0%	12基
	豊原	250人	1.6%	10基
	高江洲	729人	4.7%	29基
	前原	213人	1.4%	8基
	州崎	1人	0.0%	0基
	具志川地域 合計	15,537人	100.0%	617基

		H32	老年人口の	将来墳墓
		老年人口	字別割合	増加数
	勝連南風原	850人	23.5%	32基
	勝連平安名	1,103人	30.6%	42基
勝	勝連内間	308人	8.5%	12基
連	勝連平敷屋	1,078人	29.9%	41基
地	勝連津堅	137人	3.8%	5基
域	勝連浜	83人	2.3%	3基
	勝連比嘉	51人	1.4%	2基
	勝連地域 合計	3,610人	100.0%	137基

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	石川	607人	10.7%	21基
	石川東恩納	976人	17.3%	34基
	石川東恩納崎	_	_	0基
	石川伊波	804人	14.2%	28基
	石川嘉手苅	140人	2.5%	5基
	石川山城	316人	5.6%	11基
	石川楚南	_	_	0基
	石川石崎1丁目	1人	0.0%	0基
	石川石崎2丁目	_	_	0基
	石川東山1丁目	318人	5.6%	11基
石	石川東山2丁目	278人	4.9%	10基
Ш	石川白浜1丁目	122人	2.2%	4基
地	石川白浜2丁目	78人	1.4%	3基
域	石川東山本町1丁目	172人	3.0%	6基
	石川東山本町2丁目	190人	3.4%	7基
	石川赤崎1丁目	33人	0.6%	1基
	石川赤崎2丁目	150人	2.7%	5基
	石川赤崎3丁目	-	-	0基
	石川曙1丁目	42人	0.7%	1基
	石川曙2丁目	329人	5.8%	11基
	石川曙3丁目	261人	4.6%	9基
	石川1丁目	430人	7.6%	15基
	石川2丁目	404人	7.1%	14基
	石川地域 合計	5,651人	100.0%	196基

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	与那城照間	340人	9.4%	12基
	与那城西原	459人	12.6%	16基
	与那城	440人	12.1%	15基
	与那城饒辺	414人	11.4%	14基
	与那城屋慶名	1,247人	34.4%	41基
=	与那城平安座	403人	11.1%	14基
与那	与那城桃原	74人	2.0%	3基
城	与那城上原	人08	2.2%	3基
地	与那城宮城	57人	1.6%	2基
域	与那城池味	31人	0.9%	1基
~50	与那城伊計	85人	2.3%	3基
	与那城中央	_	_	0基
	与那城安勢理	_	_	0基
	与那城平宮	-	_	0基
	与那城屋平	_	_	0基
	与那城地域 合計	3,630人	100.0%	124基

	将来墳墓 増加数
うるま市合計	1,074基



図表-15 パターンB 字別の将来墳墓増加数(個人墓のみ)

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	具志川	1,080人	7.0%	46基
	田場	1,062人	6.8%	46基
	赤野	323人	2.1%	14基
	みどり町1丁目	164人	1.1%	7基
	みどり町2丁目	265人	1.7%	11基
	みどり町3丁目	276人	1.8%	12基
	みどり町4丁目	236人	1.5%	10基
	みどり町5丁目	214人	1.4%	9基
	みどり町6丁目	154人	1.0%	7基
	宇堅	307人	2.0%	13基
	天願	333人	2.1%	14基
	昆布	496人	3.2%	21基
	栄野比	565人	3.6%	24基
	川崎	499人	3.2%	21基
	西原	563人	3.6%	24基
	安慶名	821人	5.3%	35基
具	平良川	363人	2.3%	16基
志川	喜屋武	744人	4.8%	32基
地	兼箇段	722人	4.6%	31基
域	赤道	1,592人	10.2%	69基
坝	江洲	649人	4.2%	28基
	宮里	764人	4.9%	33基
	仲嶺	249人	1.6%	11基
	喜仲一丁目	100人	0.6%	4基
	喜仲二丁目	254人	1.6%	11基
	喜仲三丁目	136人	0.9%	6基
	喜仲四丁目	86人	0.6%	5基
	上江洲	501人	3.2%	22基
	大田	309人	2.0%	13基
	川田	212人	1.4%	9基
	塩屋	305人	2.0%	13基
	豊原	250人	1.6%	11基
	高江洲	729人	4.7%	31基
	前原	213人	1.4%	9基
	州崎	1人	0.0%	0基
	具志川地域 合計	15,537人	100.0%	668基

		H32	老年人口の	将来墳墓
		老年人口	字別割合	増加数
	勝連南風原	850人	23.5%	32基
	勝連平安名	1,103人	30.6%	42基
勝	勝連内間	308人	8.5%	12基
連	勝連平敷屋	1,078人	29.9%	41基
地	勝連津堅	137人	3.8%	5基
域	勝連浜	83人	2.3%	3基
	勝連比嘉	51人	1.4%	2基
	勝連地域 合計	3.610人	100.0%	137基

		H32	老年人口の	将来墳墓
		老年人口	字別割合	増加数
	石川	607人	10.7%	24基
	石川東恩納	976人	17.3%	38基
	石川東恩納崎	_	_	0基
	石川伊波	804人	14.2%	31基
	石川嘉手苅	140人	2.5%	6基
	石川山城	316人	5.6%	13基
	石川楚南	_	_	0基
	石川石崎1丁目	1人	0.0%	0基
	石川石崎2丁目	_	_	0基
	石川東山1丁目	318人	5.6%	13基
石	石川東山2丁目	278人	4.9%	11基
JII	石川白浜1丁目	122人	2.2%	5基
地	石川白浜2丁目	78人	1.4%	3基
域	石川東山本町1丁目	172人	3.0%	7基
	石川東山本町2丁目	190人	3.4%	8基
	石川赤崎1丁目	33人	0.6%	1基
	石川赤崎2丁目	150人	2.7%	6基
	石川赤崎3丁目	-	_	0基
	石川曙1丁目	42人	0.7%	2基
	石川曙2丁目	329人	5.8%	13基
	石川曙3丁目	261人	4.6%	10基
	石川1丁目	430人	7.6%	17基
	石川2丁目	404人	7.1%	16基
	石川地域 合計	5,651人	100.0%	224基

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	与那城照間	340人	9.4%	13基
	与那城西原	459人	12.6%	17基
	与那城	440人	12.1%	16基
	与那城饒辺	414人	11.4%	15基
	与那城屋慶名	1,247人	34.4%	47基
_	与那城平安座	403人	11.1%	15基
与那	与那城桃原	74人	2.0%	3基
城	与那城上原	人08	2.2%	3基
地	与那城宮城	57人	1.6%	2基
域	与那城池味	31人	0.9%	2基
130	与那城伊計	85人	2.3%	3基
	与那城中央	_	-	0基
	与那城安勢理	_	_	0基
	与那城平宮	_	_	0基
	与那城屋平	_	-	0基
	与那城地域 合計	3,630人	100.0%	136基

	将来墳墓 増加数
うるま市合計	1,165基



図表-16 パターンC 字別の将来墳墓増加数(個人墓のみ)

		H32	老年人口の	将来墳墓
		老年人口	字別割合	増加数
	具志川	1,080人	7.0%	45基
	田場	1,062人	6.8%	43基
	赤野	323人	2.1%	14基
	みどり町1丁目	164人	1.1%	7基
	みどり町2丁目	265人	1.7%	11基
	みどり町3丁目	276人	1.8%	12基
	みどり町4丁目	236人	1.5%	10基
	みどり町5丁目	214人	1.4%	9基
	みどり町6丁目	154人	1.0%	6基
	宇堅	307人	2.0%	13基
	天願	333人	2.1%	14基
	昆布	496人	3.2%	21基
	栄野比	565人	3.6%	24基
	川崎	499人	3.2%	21基
	西原	563人	3.6%	24基
	安慶名	821人	5.3%	34基
具	平良川	363人	2.3%	15基
心川	喜屋武	744人	4.8%	31基
地	兼箇段	722人	4.6%	30基
域	赤道	1,592人	10.2%	66基
~,	江洲	649人	4.2%	27基
	宮里	764人	4.9%	32基
	仲嶺	249人	1.6%	10基
	喜仲一丁目	100人	0.6%	4基
	喜仲二丁目	254人	1.6%	11基
	喜仲三丁目	136人	0.9%	6基
	喜仲四丁目	86人	0.6%	4基
	上江洲	501人	3.2%	21基
	大田	309人	2.0%	13基
	川田	212人	1.4%	9基
	塩屋	305人	2.0%	13基
	豊原	250人	1.6%	10基
	高江洲	729人	4.7%	31基
	前原	213人	1.4%	9基
	州崎	1人	0.0%	0基
	具志川地域 合計	15,537人	100.0%	650基

		H32	老年人口の	将来墳墓
		老年人口	字別割合	増加数
	勝連南風原	850人	23.5%	36基
	勝連平安名	1,103人	30.6%	46基
勝	勝連内間	308人	8.5%	13基
連	勝連平敷屋	1,078人	29.9%	45基
地 域	勝連津堅	137人	3.8%	6基
	勝連浜	83人	2.3%	3基
	勝連比嘉	51人	1.4%	2基
	勝連地域 合計	3,610人	100.0%	151基

		H32	老年人口の	将来墳墓
		老年人口	字別割合	増加数
	石川	607人	10.7%	22基
	石川東恩納	976人	17.3%	35基
	石川東恩納崎	_	-	0基
	石川伊波	804人	14.2%	29基
	石川嘉手苅	140人	2.5%	5基
	石川山城	316人	5.6%	11基
	石川楚南	_	-	0基
	石川石崎1丁目	1人	0.0%	0基
	石川石崎2丁目	_	I	0基
	石川東山1丁目	318人	5.6%	12基
石	石川東山2丁目	278人	4.9%	10基
Ш	石川白浜1丁目	122人	2.2%	4基
地	石川白浜2丁目	78人	1.4%	3基
域	石川東山本町1丁目	172人	3.0%	6基
	石川東山本町2丁目	190人	3.4%	7基
	石川赤崎1丁目	33人	0.6%	2基
	石川赤崎2丁目	150人	2.7%	5基
	石川赤崎3丁目	_	_	0基
	石川曙1丁目	42人	0.7%	2基
	石川曙2丁目	329人	5.8%	12基
	石川曙3丁目	261人	4.6%	9基
	石川1丁目	430人	7.6%	16基
	石川2丁目	404人	7.1%	15基
	石川地域 合計	5,651人	100.0%	205基

		H32 老年人口	老年人口の 字別割合	将来墳墓 増加数
	与那城照間	340人	9.4%	12基
	与那城西原	459人	12.6%	17基
	与那城	440人	12.1%	16基
	与那城饒辺	414人	11.4%	15基
	与那城屋慶名	1,247人	34.4%	45基
_	与那城平安座	403人	11.1%	15基
与那	与那城桃原	74人	2.0%	3基
城	与那城上原	80人	2.2%	3基
地	与那城宮城	57人	1.6%	2基 1基
域	与那城池味	31人	0.9%	1基
130	与那城伊計	85人	2.3%	3基
	与那城中央	-	-	0基
	与那城安勢理	_		0基
	与那城平宮	-		0基
	与那城屋平	_		0基
	与那城地域 合計	3,630人	100.0%	132基

	将来墳墓 増加数
うるま市合計	1,138基



3)将来の墓地増加面積の推計 ※プロセスはタイプ [と同じ

- ●将来墓地面積は、将来墳墓増加数に、1 基あたりの墓地面積を乗じることで算出します。また、個人墓地と管理型墓地に分けて推計します。
- ●個人墓地については、行政指導上(墓地等の許可申請に関する事務取扱要領)、30 ㎡/基以下が目安となっているため、30 ㎡/基とします。なお、「沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月)資料編」で整理されている、うるま市実績値は、約32㎡/基(破風型・新式の平均)となっています。
- ●管理型墓地については、本市における管理型墓地の許可申請実績を参考に、 15 ㎡/基(共用部分を含む。)とします。

図表-17 パターンA 字別の将来墓地増加面積

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	具志川	43基	0.13ha
	田場	42基	0.13ha
	赤野	13基	0.04ha
	みどり町1丁目	7基	0.02ha
	みどり町2丁目	11基	0.03ha
	みどり町3丁目	11基	0.03ha
	みどり町4丁目	9基	0.03ha
	みどり町5丁目	9基	0.03ha
	みどり町6丁目	6基	0.02ha
	宇堅	12基	0.04ha
	天願	13基	0.04ha
	昆布	20基	0.06ha
	栄野比	22基	0.07ha
	川崎	20基	0.06ha
	西原	22基	0.07ha
	安慶名	33基	0.10ha
具	平良川	14基	0.04ha
志	喜屋武	30基	0.09ha
川地	兼箇段	29基	0.09ha
地域	赤道	63基	0.19ha
坝	江洲	26基	0.08ha
	宮里	30基	0.09ha
	仲嶺	10基	0.03ha
	喜仲一丁目	5基	0.02ha
	喜仲二丁目	10基	0.03ha
	喜仲三丁目	5基	0.02ha
	喜仲四丁目	3基	0.01ha
	上江洲	20基	0.06ha
	大田	12基	0.04ha
	川田	8基	0.02ha
	塩屋	12基	0.04ha
	豊原	10基	0.03ha
	高江洲	29基	0.09ha
	前原	8基	0.02ha
	州崎	0基	0.00ha
	具志川地域 合計	617基	1.85ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	勝連南風原	32基	0.10ha
	勝連平安名	42基	0.13ha
勝	勝連内間	12基	0.04ha
連	勝連平敷屋	41基	0.12ha
地	勝連津堅	5基	0.02ha
域	勝連浜	3基	0.01ha
	勝連比嘉	2基	0.01ha
	勝連地域 合計	137基	0.41ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	石川	21基	0.06ha
	石川東恩納	34基	0.10ha
	石川東恩納崎	0基	_
	石川伊波	28基	0.08ha
	石川嘉手苅	5基	0.02ha
	石川山城	11基	0.03ha
	石川楚南	0基	_
	石川石崎1丁目	0基	0.00ha
	石川石崎2丁目	0基	_
	石川東山1丁目	11基	0.03ha
石	石川東山2丁目	10基	0.03ha
Ш	石川白浜1丁目	4基	0.01ha
地	石川白浜2丁目	3基	0.01ha
域	石川東山本町1丁目	6基	0.02ha
	石川東山本町2丁目	7基	0.02ha
	石川赤崎1丁目	1基	0.00ha
	石川赤崎2丁目	5基	0.02ha
	石川赤崎3丁目	0基	_
	石川曙1丁目	1基	0.00ha
	石川曙2丁目	11基	0.03ha
	石川曙3丁目	9基	0.03ha
	石川1丁目	15基	0.05ha
	石川2丁目	14基	0.04ha
	石川地域 合計	196基	0.59ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	与那城照間	12基	0.04ha
	与那城西原	16基	0.05ha
	与那城	15基	0.05ha
	与那城饒辺	14基	0.04ha
	与那城屋慶名	41基	0.12ha
_	与那城平安座	14基	0.04ha
与	与那城桃原	3基	0.01ha
那城	与那城上原	3基	0.01ha
地地	与那城宮城	2基	0.01ha
地域	与那城池味	1基	0.00ha
埃	与那城伊計	3基	0.01ha
	与那城中央	0基	-
	与那城安勢理	0基	-
	与那城平宮	0基	-
	与那城屋平	0基	_
	与那城地域 合計	124基	0.37ha

将来墓地 増加面積 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (管理型墓)	合 計
3.2ha	0.6ha	3.8ha



図表-18 パターンB 字別の将来墓地増加面積

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	具志川	46基	0.14ha
	田場	46基	0.14ha
	赤野	14基	0.04ha
	みどり町1丁目	7基	0.02ha
	みどり町2丁目	11基	0.03ha
	みどり町3丁目	12基	0.04ha
	みどり町4丁目	10基	0.03ha
	みどり町5丁目	9基	0.03ha
	みどり町6丁目	7基	0.02ha
	宇堅	13基	0.04ha
	天願	14基	0.04ha
	昆布	21基	0.06ha
	栄野比	24基	0.07ha
	川崎	21基	0.06ha
	西原	24基	0.07ha
具	安慶名	35基	0.11ha
志	平良川	16基	0.05ha
川	喜屋武	32基	0.10ha
地	兼箇段	31基	0.09ha
域	赤道	69基	0.21ha
-24	江洲	28基	0.08ha
	宮里	33基	0.10ha
	仲嶺	11基	0.03ha
	喜仲一丁目	4基	0.01ha
	喜仲二丁目	11基	0.03ha
	喜仲三丁目	6基	0.02ha
	喜仲四丁目	5基	0.02ha
	上江洲	22基	0.07ha
	大田	13基	0.04ha
	川田	9基	0.03ha
	塩屋	13基	0.04ha
	豊原	11基	0.03ha
	高江洲	31基	0.09ha
	前原	9基	0.03ha
	州崎	0基	0.00ha
	具志川地域 合計	668基	2.00ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	勝連南風原	32基	0.10ha
	勝連平安名	42基	0.13ha
勝	勝連内間	12基	0.04ha
連	勝連平敷屋	41基	0.12ha
地	勝連津堅	5基	0.02ha
域	勝連浜	3基	0.01ha
	勝連比嘉	2基	0.01ha
ł	勝連地域 合計	137基	0.41ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	石川	24基	0.07ha
	石川東恩納	38基	0.11ha
	石川東恩納崎	0基	_
	石川伊波	31基	0.09ha
	石川嘉手苅	6基	0.02ha
	石川山城	13基	0.04ha
	石川楚南	0基	_
	石川石崎1丁目	0基	0.00ha
	石川石崎2丁目	0基	_
	石川東山1丁目	13基	0.04ha
石	石川東山2丁目	11基	0.03ha
Ш	石川白浜1丁目	5基	0.02ha
地	石川白浜2丁目	3基	0.01ha
域	石川東山本町1丁目	7基	0.02ha
	石川東山本町2丁目	8基	0.02ha
	石川赤崎1丁目	1基	0.00ha
	石川赤崎2丁目	6基	0.02ha
	石川赤崎3丁目	0基	_
	石川曙1丁目	2基	0.01ha
	石川曙2丁目	13基	0.04ha
	石川曙3丁目	10基	0.03ha
	石川1丁目	17基	0.05ha
	石川2丁目	16基	0.05ha
	石川地域 合計	224基	0.67ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	与那城照間	13基	0.04ha
	与那城西原	17基	0.05ha
	与那城	16基	0.05ha
	与那城饒辺	15基	0.05ha
	与那城屋慶名	47基	0.14ha
_	与那城平安座	15基	0.05ha
与	与那城桃原	3基	0.01ha
那	与那城上原	3基	0.01ha
城 地	与那城宮城	2基	0.01ha
域	与那城池味	2基	0.01ha
-30	与那城伊計	3基	0.01ha
	与那城中央	0基	-
	与那城安勢理	0基	_
	与那城平宮	0基	_
	与那城屋平	0基	_
	与那城地域 合計	136基	0.41ha

将来墓地 増加面積 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (管理型墓)	合 計
3.5ha	0.6ha	4.1ha



図表-19 パターンC 字別の将来墓地増加面積

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	具志川	45基	0.14ha
	田場	43基	0.13ha
	赤野	14基	0.04ha
	みどり町1丁目	7基	0.02ha
	みどり町2丁目	11基	0.03ha
	みどり町3丁目	12基	0.04ha
	みどり町4丁目	10基	0.03ha
	みどり町5丁目	9基	0.03ha
	みどり町6丁目	6基	0.02ha
	宇堅	13基	0.04ha
	天願	14基	0.04ha
	昆布	21基	0.06ha
	栄野比	24基	0.07ha
	川崎	21基	0.06ha
	西原	24基	0.07ha
	安慶名	34基	0.10ha
具	平良川	15基	0.05ha
心川	喜屋武	31基	0.09ha
地	兼箇段	30基	0.09ha
域	赤道	66基	0.20ha
-34	江洲	27基	0.08ha
	宮里	32基	0.10ha
	仲嶺	10基	0.03ha
	喜仲一丁目	4基	0.01ha
	喜仲二丁目	11基	0.03ha
	喜仲三丁目	6基	0.02ha
	喜仲四丁目	4基	0.01ha
	上江洲	21基	0.06ha
	大田	13基	0.04ha
	川田	9基	0.03ha
I	塩屋	13基	0.04ha
I	豊原	10基	0.03ha
	高江洲	31基	0.09ha
	前原	9基	0.03ha
	州崎	0基	0.00ha
	具志川地域 合計	650基	1.95ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	勝連南風原	36基	0.11ha
	勝連平安名	46基	0.14ha
勝	勝連内間	13基	0.04ha
連	勝連平敷屋	45基	0.14ha
地	勝連津堅	6基	0.02ha
域	勝連浜	3基	0.01ha
	勝連比嘉	2基	0.01ha
	勝連地域 合計	151基	0.45ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	石川	22基	0.07ha
	石川東恩納	35基	0.11ha
	石川東恩納崎	0基	_
	石川伊波	29基	0.09ha
	石川嘉手苅	5基	0.02ha
	石川山城	11基	0.03ha
	石川楚南	0基	_
	石川石崎1丁目	0基	0.00ha
	石川石崎2丁目	0基	_
	石川東山1丁目	12基	0.04ha
石	石川東山2丁目	10基	0.03ha
Ш	石川白浜1丁目	4基	0.01ha
地	石川白浜2丁目	3基	0.01ha
域	石川東山本町1丁目	6基	0.02ha
	石川東山本町2丁目	7基	0.02ha
	石川赤崎1丁目	2基	0.01ha
	石川赤崎2丁目	5基	0.02ha
	石川赤崎3丁目	0基	_
	石川曙1丁目	2基	0.01ha
	石川曙2丁目	12基	0.04ha
	石川曙3丁目	9基	0.03ha
	石川1丁目	16基	0.05ha
	石川2丁目	15基	0.05ha
	石川地域 合計	205基	0.62ha

		将来墳墓 増加数 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (個人墓)
	与那城照間	12基	0.04ha
	与那城西原	17基	0.05ha
	与那城	16基	0.05ha
	与那城饒辺	15基	0.05ha
	与那城屋慶名	45基	0.14ha
_	与那城平安座	15基	0.05ha
与	与那城桃原	3基	0.01ha
那城	与那城上原	3基	0.01ha
地	与那城宮城	2基	0.01ha
地域	与那城池味	1基	0.00ha
-30	与那城伊計	3基	0.01ha
	与那城中央	0基	_
	与那城安勢理	0基	_
	与那城平宮	0基	_
	与那城屋平	0基	_
	与那城地域 合計	132基	0.40ha

将来墓地 増加面積 (個人墓)	将来墓地 増加面積 (管理型墓)	合 計
3.4ha	0.6ha	4.0ha



資料-3 用語説明

「カ行」	開発行為 かいはつこうい	建築物の建築や工作物の建設を目的に、土地の区画 形質を変化させる行為。
	幹線道路 かんせんどうろ	一般に、重要度が高く、流動が多い道路のことを指す。
	急傾斜防止法 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) きゅうけいしゃちぼうしほう(きゅうけいしゃちのほうかいによるさいがいのぼうしにかんするほうりつ)	急傾斜地の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定 を図ることを目的とした法律のこと。
	急傾斜地崩壊危険箇所	土砂崩れの危険性があり、5 戸以上の人家あるいは公共施設に被害をもたらす可能性のある急傾斜地(傾斜度30度以上、高さ5m以上の崖)及び近接地のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域 きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき	急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地防止法に基づき県知事が指定する区域。指定区域では、一定の開発 行為等が制限される。
	景観 けいかん	風景。景色。
	景観計画 けいかんけいかく	景観法に基づき、良好な景観の形成のために必要な 方針や、行為制限の内容等を定めるもの。
	景観法 けいかんほう	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図る ことを目的とした法律のこと。
「サ行」	市街化区域 しがいかくいき	都市計画法に基づき指定されるものであり、すでに 市街地を形成している区域および概ね10年以内に優 先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
	地すべり等防止法 じすべりとうぼうしほう	地すべりや、ぼた山の崩壊を防止し、国土の保全と 民生の安定を図ることを目的とした法律のこと。
	地すべり危険箇所 じすべりきけんかしょ	地形図や過去の災害履歴等から判断して地すべりが 発生する可能性がある場所のこと。
	地すべり防止区域 じすべりぼうしくいき	地滑りの被害を受ける恐れがあるとして、法律により国土交通大臣または農林水産大臣が指定する区域。指定区域では、一定の開発行為等が制限される。
	条例 じょうれい	地方公共団体が、法令の範囲内で、議会の議決によって制定する「決まり」「制限」
	森林法	森林の保護・培養と、森林生産力の増進に関する基本的事項を規定した法律のこと。



「タ行」	地域森林計画対象民有林 ちいきしんりんけいかくたいしょうみんゆうりん	森林法に基づき県が定める地域森林計画において、 森林として使用することが適当とされている民地 林。この民有林を対象とした一定の林地開発は制限 される。
	島しょ とうしょ	大小さまざまな島のこと。
	都市計画 としけいかく	都市内の土地利用、道路、公園・緑地、防災の整備 等についての計画。
	都市計画決定 としけいかくけってい	計画的な土地利用や、道路、公園等の施設の計画的な整備を進めるべく、都市計画法に基づいて行う手続き。都市計画決定されると、事業が円滑に推進されるよう、計画決定区域内における各種行為制限や、補助金交付等の措置がなされる。
	都市計画公園 としけいかくこうえん	都市計画法に基づく一定の手続きを経て計画決定される公園。公園の種別としては、規模や設置目的に応じて、住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)や、都市基幹公園(総合公園、運動公園)、特殊公園(墓園、風致公園、歴史公園)などに分類される。
都市計画道路		都市計画法に基づく一定の手続きを経て計画決定さ れる道路。
	都市計画法 としけいかくほう	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的 とした都市計画に関する法律のこと。
	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、長期的な展望のもとに、土地 利用や各種施設整備等の都市計画のあり方を定める もの。
	土地区画整理事業とちくかくせいりじぎょう	公共施設の整備・改善や、宅地の利用増進を図るため に、土地の区画形質の変更や、道路、公園等の公共施 設の新設・変更を行う事業。
	土地利用規制	建築物を建築するなど、土地を利用する場合における「決まり」や「制限」。都市計画法をはじめとした 各種法律に基づくものや、地方自治体が条例で定め るものがある。
「ナ行」	農振法 (農業振興地域の整備に関する法律) のうしんほう(のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ)	農業の振興が必要と認められる地域について、その振 興のために必要な施策の基本を規定した法律のこと。



	農地転用のうちてんよう	農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換すること。農地転用を行うには、農業委員会に申請し、都道府県知事から許可を得る必要がある。
	農用地区域(農振農用地)	農業振興地域のうち、今後概ね10年以上にわたって 農業上の利用を確保(農地として保全)し、農業に 関する公共投資、その他農業振興に関する施策を計 画的に推進する区域。そのために、開発行為は厳し く制限される。
「ハ行」	バリアフリー ぱりあふりー	障害者や高齢者の生活に不便な障害(道や床の段差など)を取り除こうという考え方。
	風致地区	都市計画法に基づく土地利用規制のひとつ。良好な 自然的景観を形成している区域について、建ペい率 や建築高さ規制等の行為制限を行い、風致(おもむ き、味わい)を維持する制度。
	フロ ー ふろー	流れ。
	保安林	森林法に基づき、水源のかん養、砂防、風水害の予防等のために保存の必要がある森林として、指定される区域。そのために、開発行為は厳しく制限される。
	墓地、埋葬等に関する法律 ぼち、まいそうとうにかんするほうりつ	墓地、納骨堂、火葬場の管理や埋葬等が、宗教的感情、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、基本的な事項を定めた法律のこと。 墓埋法、埋葬法とも略される。
	墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ぽち、まいそうとうにかんするほうりつせこうきそく	墓地、埋葬等に関する法律を運用していくうえで補助となるものとして、厚生省が定めたもの。
	墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ぼち、まいそうとうにかんするほうりつせこうきそく	墓地、埋葬等に関する法律を運用していくうえで補助となるものとして、沖縄県知事が定めたもの。特に、法律において「墓地等の経営は都道府県知事の許可を得なければならない」とされるなかで、施行細則においては、許可の申請方法や、許可基準等が規定されている。
	墓地等の許可申請に関する事務取扱要領 ぽちとうのきょかしんせいにかんする じむとりあつかいようりょう	「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に基づき、 法律を運用していくうえで補助となるものとして、 沖縄県が定めたもの。各保健所が許可事務を行う上 でのガイドラインのようなものであり、行政内部的 には拘束力はあるが、対民間には直接強制力は無い とされる。



「マ行」	みどりの基本計画 みどりのきほんけいかく	都市緑地法に基づき、公園整備や、緑地保全、民有 地の緑化等、緑に関する取り組みのあり方を定める もの。
「ヤ行」 用途地域		都市計画法に基づく土地利用規制のひとつ。都市の環境保全や利便の増進のために、建築物の用途に一定の制限をかけるもの。用途地域は、全部で12種類あり、住居系は7種類、商業系は2種類、工業系は3種類に分類される。
「ラ行」	レクリエーション れくりえーしょん	肉体的・精神的疲労を癒し、元気を回復するために 休養をとったり娯楽を行ったりすること。

資料-4 墓地、埋葬等に関する各種法令

※出典:墓地、埋葬等に関する法律関係例規集 (H19.3 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)

(1)墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年5月31日法律第48号)

第一章 総則

(法律の目的)

- 第1条 この法律は、墓第1条地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。 (定義)
- **第2条** この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠4箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。
- 2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- 3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した 焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。
- 4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- 5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。
- 6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道 府県知事の許可を受けた施設をいう。
- 7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた 施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

(24 時間以内の埋葬又は火葬の禁止)

第3条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後 24 時間 を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のと きは、この限りでない。

(墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止)

- **第4条** 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。
- 2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

(埋葬、火葬又は改葬の許可)

- **第5条** 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第6条及び第7条 削除

(許可証の交付)

第8条 市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬 許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

(市町村長の埋葬又は火葬の義務)

- **第9条** 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、 これを行わなければならない。
- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死 亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定を準用する。



第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

(墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可)

- **第 10 条** 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。 (他の法律による処分との調整)
- 第 11 条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 59 条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。
- 2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。(管理者の届出)
- 第 12 条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名 を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。 (管理者の応諾義務)
- 第 13 条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたと きは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。 (許可証のない埋蔵・収蔵又は火葬の禁止)
- **第14条** 墓地の管理者は、第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。
- 2 納骨堂の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、 焼骨を収蔵してはならない。
- 3 火葬場の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、 火葬を行つてはならない。

(図面・帳簿・書類の備付又は閲覧の義務)

- **第 15 条** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は 書類等を備えなければならない。
- 2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の 請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。 (許可証の保存及び記入)
- 第 16 条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、5 箇年間これを保存しなければならない。
- 2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。
- 第17条 墓地又は火葬場第17条の管理者は、毎月5日までに、その前月中の埋葬又は火葬の 状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。 (当該吏員の立入検査)
- **第 18 条** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。
- 2 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(施設の整備改善その他強制処分命令)

(管理者の報告)

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、 墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若 しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

第三章の二 雑則

(読替規定)

- 第19条の2 第18条及び前条(第10条の規定による許可を取り消す場合を除く。)中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。(指定都市の特例)
- 第19条の3 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

第四章 罰則

(罰則)

- **第20条** 左の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は5,000円以下の罰金に 処する。
- 1 第10条の規定に違反した者
- 2 第19条に規定する命令に違反した者
- **第21条** 左の各号の一に該当する者は、これを1,000円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 1 第3条、第4条、第5条第1項又は第12条から第17条までの規定に違反した者
- 2 第 18 条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の 規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (両罰規定)
- **第 22 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則 [略]



(2)墓地、埋葬等に関する法律施行規則 (昭和23年7月13日厚生省令第24号)

(埋葬又は火葬の許可の申請)

- 第1条 墓地、埋葬等に関する第1条法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。
 - 一 死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名)
 - 二 死亡者の性別 (死産の場合は、死児の性別)
 - 三 死亡者の出生年月日 (死産の場合は、妊娠月数)
 - 四 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する感染症、同条第7項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの及び同法第6条第8項に規定する感染症、その他の別)
 - 五 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
 - 六 死亡場所 (死産の場合は、分べん場所)
 - 七 埋葬又は火葬場所
 - 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

(改葬の許可の申請)

- **第2条** 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。
 - 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名)
 - 二 死亡年月日 (死産の場合は、分べん年月日)
 - 三 埋葬又は火葬の場所
 - 四 埋葬又は火葬の年月日
 - 五 改葬の理由
 - 六 改葬の場所
 - 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地 使用者等」という。)との関係
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)
 - 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対 抗することができる裁判の謄本
 - 三 その他市町村長が特に必要と認める書類

(無縁墳墓等に埋葬された死体等の改葬許可の申請)

- 第3条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂(以下「無縁墳墓等」という。)に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体(妊娠4月以上の死胎を含む。以下同じ。)又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1項の申請書には、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
 - 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
 - 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
 - 四 その他市町村長が特に必要と認める書類

(埋葬許可証等の様式)

- 第4条 法第8条に規定第4条する埋葬許可証は別記様式第1号又は第2号、改葬許可証は別記様式第3号、火葬許可証は別記様式第4号又は第5号によらなければならない。 (焼骨の埋葬などの事実を証する書類の交付及び提出)
- **第5条** 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。
- 2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第1項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。 (図面の備付)
- 第6条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければ ならない。
- 2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

(帳簿等の備付)

- 第7条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
 - 一 墓地使用者等の住所及び氏名
 - 二 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
 - 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに 改葬の場所及び年月日
- 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経 営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関 する書類を備えなければならない。
- 3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
 - 一 火葬を求めた者の住所及び氏名
- 二 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに火葬の年月日 (火葬許可証の記入及び返還)
- **第8条** 火葬場の管理者は、火葬を行つたときは、火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、 署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。 (埋葬状況報告の様式)
- 第9条 法第 17 条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第6号、火葬状況の報告は別記様式第7号により、これを行わなければならない。 (環境衛生監視員)
- 第 10 条 法第 18 条第 1 項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、 同条第 2 項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

附 則 [略]



(3)墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (昭和47年5月15日規則第52号)

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法第48号。以下「法」という。) の実施のため、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営主体)

- **第2条** 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 地方公共団体
 - (2) 宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する法人 (以下「宗教法人」という。) であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
 - (3) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 34 条に規定する法人 (以下「公益法人」という。) であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(申請書の様式等)

- 第3条 法第 10 条第1項の規定による許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請 書(第1号様式)により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し、その他の者である場合にあっては、当該墓地等の所在地の市町村長の意見書
 - (2) 申請者が公益法人又は宗教法人である場合にあっては、当該法人の定款又は寄付行為の写し及び墓地等の管理運営に関する規則等の写し
 - (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
 - (4) 墓地の周囲 200 メートル(納骨堂又は火葬場にあっては、周囲 500 メートル)以内の附近 見取図(第7条第1号イ及びウに規定する施設等からの距離を記入したもの)
 - (5) 墓地にあっては造園計画図
 - (6) 納骨堂又は火葬場の敷地及び建物の図面(配置平面図及び立面図をいう。以下同じ。)並 びに構造仕様書
 - (7) 敷地が農地であるときは、当該農業委員会の意見書の写し
 - (8) 申請地及び隣接地の公図の写し
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 3 法第10条第2項の規定による変更許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書 (第2号様式)により行うものとする。
- 4 前項の申請書には、第2項第1号、第4号及び第6号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 墓地の場合は、変更前後の区域を明示した図面
 - (2) 納骨堂又は火葬場の場合は、変更前後の敷地及び建物の図面並びに構造仕様書
- 5 法第10条第2項の規定により、墓地等の廃止の許可を受けようとするものは、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し、その他のものである場合にあっては、当該墓地等の使用者の廃止に同意する旨の署名
 - (2) 改葬計画書

(許可証の交付)

第4条 知事は、法第 10 条第1項の規定に基づき墓地等の経営の許可をしたときは墓地・納 骨堂・火葬場経営許可証(第4号様式)を、法第 10 条第2項の規定に基づき墓地等の変更又 は廃止の許可をしたときは墓地・納骨堂・火葬場経営(変更・廃止)許可証(第5号様式) をそれぞれ申請者に交付しなければならない。

- 2 知事は、墓地等の経営を許可するときは、必要な条件を付すことができる。 (工事完成届出)
- **第5条** 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書 (第6号様式) を知事に提出してその検査を受けなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 完成した墓地等の写真
 - (2) 経営者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地等の管理条例の写し、その他の者である場合にあっては、当該墓地等の使用料金等を定めた書類

(墓地等の構造)

- **第6条** 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、 知事は、土地の状況、特殊の構造等から附近に公衆衛生上支障がないと認めた場合には、こ の基準を緩和することができる。
 - (1) 墓地
 - ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。
 - イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。
 - ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
 - エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
 - オ 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。
 - カ 管理事務所(面積が1~クタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び 駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を 切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。
 - (2) 納骨堂
 - ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。
 - イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。
 - ウ出入口及び堂内納骨堂棚は、鍵のかけられる設備をすること。
 - (3) 火葬場
 - ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。
 - イ 火葬炉は、臭煙等の公害防止装置を設備すること。
 - ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。
 - エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

(墓地等の設置場所)

- **第7条** 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、 知事が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生上及び公共の福祉の観点から支 障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。
 - (1) 墓地
 - ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは 同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、 地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。
 - イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
 - ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100 メートル以上離れていること。
 - エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。
 - オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
 - カ 周囲の美観を損ねることがないこと。
 - (2) 納骨堂については、前号(エを除く。)の規定を準用すること。ただし、寺院若しくは教会の境内又は火葬場敷地内に建設する場合はこの限りでないこと。
 - (3) 火葬場については、第1号の規定を準用すること。この場合において、同号イ中「30メートル」とあるのは「200メートル」と、同号ウ中「100メートル」とあるのは「200メートル」と読み替えるものとすること。



(墓籍等)

第8条 省令第7条の墓籍、納骨簿及び火葬場火葬簿は、それぞれ第7号様式、第8号様式及 び第9号様式のとおりとする。

(書類の経由)

(個人が設置する墓地の経営)

第9条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、2部とし、その墓地等の 所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第 10 条 第2条ただし書に該当する場合において、個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の経営については、第5条から第7条までの規定は適用しない。 (補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、法の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則 [略]

様式集 [略]

(4)墓地等の許可申請に関する事務取扱要領 (平成7年5月1日施行)

第1趣旨

この要領は、墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第 11 条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律(以下「法」という。)の実施のため、必要な事項について定める。

第2 用語の定義

法及び細則で定めるものの他、次の各号に掲げる用語について、それぞれ当該各号に定める ところによる。

1 公営墓地

市町村又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 284 条第1項に規定する一部事務組合 (以下「市町村等」という。) が経営する墓地をいう。

2 法人墓地

民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 34 条の規定にする公益法人、宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 第 4 条の 2 に規定する宗教法人が経営する墓地をいう。

3 共同墓地

町又は字の区域その他自治会等地縁に基づいて形成された地域共同体的な団体等が経営する墓地をいう。

4 個人墓地

個人が自己又は親族のために限り設置する墓地をいう。

第3 変更許可及び廃止許可の取扱い

1 変更許可

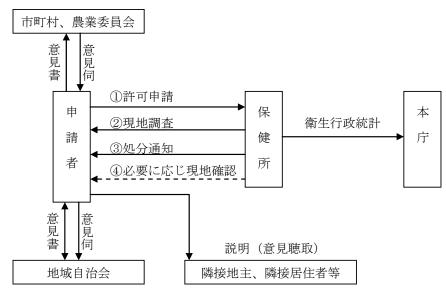
墓地の区域の変更とは、既設の墓地に隣接して墓地区域を拡張する場合及び既設の墓地区域内において墳墓の設置場所を拡張する場合、並びに既設の墓地の一部を廃止する場合をいう。また、既設の納骨堂に隣接して新たな納骨堂を建造する場合は、たとえ同一地番あるいは境内地内であっても新設として取り扱う。(既設の納骨堂を増築する場合は、変更許可)なお、経営者を変更する場合は、新たに法第10条第1項の許可を受けなければならない。

2 廃止許可

墓地又は納骨堂の廃止許可については、改葬が完了された後に行うものとする。

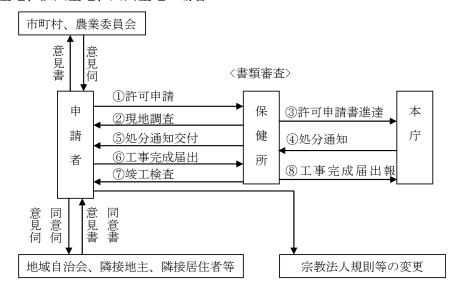
第4 経営許可申請

- 1 事務処理の流れ
 - (1) 個人墓地の場合





(2) 公営墓地、法人墓地、共同墓地の場合



2 経営許可申請書様式

申請区分	根拠条項	様式	提出部数
新設	法第10条第1項	細則第3条による第1号様式のとおり	2部(個人墓地は1部)
変更	〃 第2項	細則第3条による第2号様式のとおり	2部(個人墓地は1部)
廃止	〃 第2項	細則第3条による第3号様式のとおり	2部(個人墓地は1部)

3 経営許可申請時の添付書類

(1) 経営(新設) 許可申請

添付書類		市町村	公益法人 宗教法人	団体等	個人
①設置に関する議会の議決書又は予算書の写し②市町村長の意見書③定款又は寄付行為の写し④敷地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)⑤付近見取図(周囲 200 メートル以内。納骨堂又は火葬場にあっては、周囲 500 メートル以内)⑥造園計画図(緑地、植栽、排水計画、墳墓の配置平面図及び側面図を含む)	墓地		2345 68910 11345 6789	2 4 5 6 8 9 0 11 4 15 16 17 8 19 20	2 4 5 6 8 9 0 12 16 20
②敷地及び健物の配置平面図及び立面図並びに構造仕様書(納骨堂、火葬場に限る。) ⑧農業委員会の意見書の写し(農地の場合) ⑨申請地及び隣接地の公図の写し ⑩自治会長の意見書 ⑪隣接する土地の地主及び居住者並びに公共施設 等からの同意書(公営墓地、法人墓地、共同墓地) ⑫隣接する土地の地主及び居住者等への説明書(個人墓地)	納骨堂	① ④ ⑤ ⑦ 8 9 ⑩ ⑪ ⑮	2345 78910 11345 16171820	2 4 5 7 8 9 0 1 4 5 6 7 82	_
①法人の登記事項証明書(履歴事項証明書) ①責任役員会等の議事録の写し ①臺地等の管理運営に関する規則(市町村等にあっては、管理条例) ⑥用地の取得状況又は取得計画 ①資金計画(用地の購入費、土地造成工事費、施設費等) ⑧維持管理計画(販売計画、収支予算書) ②申請地周辺における墓地需要見込みの状況 ②他法令の手続状況一覧表	火葬場	① ④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑮ ⑳	2345 7890 01345 60829	_	_



(2) 変更許可申請

経営許可申請の場合と同じ書類の他、既設部分と変更に係る部分との関連が明瞭となるよう記載する。なお、墓地の一部廃止で改葬を必要とする場合は、改葬の完了を確認できる書類を添付する。

(3) 廃止許可申請

①、⑭の他、理由書、該当墓地等の現況図(納骨堂及び火葬場にあっては、配置平面 図、構造仕様書)及び廃止に係る使用者の同意書及び改葬計画書を添付する。なお、墓 地及び納骨堂で改葬を必要とする場合は、改葬の完了を確認できる書類を添付する。

4 許可申請の留意事項

(1) 経営者

墓地等の経営者は、原則として市町村等とする。これにより難い事情がある場合は、細則第2条第2項及び第3項に規定する宗教法人及び公益法人とする。但し、宗教法人及び公益法人であっても、明らかに営利目的と認められる場合は許可しない。また、宗教法人・公益法人が墓地・納骨堂を経営するには、宗教法人規則、寄付行為、定款において、墓地・納骨堂の経営を行うことができる旨規定されている必要がある。

(2) 細則第2条のただし書きの墓地等の経営

細則第2条のただし書きに規定される公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めらる場合は、原則として次の者が経営する墓地とする。

- ① 町又は字の区域その他自治会等地縁に基づいて形成された団体
- ② 自己または親族の為に限り設置する墓地を経営する個人(公営墓地等が利用できない等、やむを得ない事情のある場合に限る。)

(3) 用地

墓地の安定経営及び営利目的の販売防止を図る観点から、許可後も当該地に抵当権、 賃借権、地上権等を設定しないこと。また、個人墓地については、過大な面積を許可し た場合、墓地の分譲販売が懸念されることから、墳墓1基の設置に必要な最小限の面積 (概ね30平方メートル以下を目安)とする。

(4) 同意書等

① 公営墓地、法人墓地、共同墓地

墓地等の安定的な経営のため、墓地予定地の隣接地主及び公園、学校、病院その他公共施設又は人家から 100 メートル未満(火葬場にあっては、200 メートル未満)にあっては、該当する施設の管理者又は人家の世帯主(以下「隣接地主等」という。)から同意を得ること。

なお、隣接地主等から同意が得られない場合は、同意が得られない理由及び当該理由に対する措置計画を書面にして提出すること。

② 個人墓地

墓地を設置することについて、隣接地主及び隣接居住者に説明するとともに意見を求め、当該意見に対する措置計画を書面で提出すること。意見が得られない場合等は、その理由を記載した書面(例:別添1)を提出すること。なお、市町村の計画として、墓地区域として定められている場所については、隣接地主及び隣接居住者への説明は不要とする。

(5) 意見書

申請者が市町村以外のものにあっては、申請者は所轄市町村長及び自治会長に対し、墓地経営計画の概要及び隣接地主等への説明状況を提示して意見を求めるものとする。 なお、市町村長は、概ね次の事項を総合的に判断し、当該申請者に意見書を交付するものとする。

- ① 市町村内における墓地等の需要の度合い及び分布状況との関連
- ② 市町村の墓地等整備計画、土地利用計画、その他事業計画からみて適当であるかどうか
- ③ 公衆衛生上支障がないかどうか
- ④ 公共の福祉の観点から支障がないか



- ⑤ 農地法との関連
- ⑥ その他措置を要する事項
- (6) 共同墓地の取扱い

団体等が共同墓地を経営する場合は、総会等で同意を得たうえで、墓地管理規則が制定されていること。

(7) 個人墓地の取扱い

墓地の設置場所及び構造基準については、細則の規定を準用する。但し、細則第6条第1項イ、オ、カ及び第7条第1項イ、ウは適用しない。なお、市町村計画として、自治会等の墓地区域や墓地禁止区域が設定されている場合は、当該墓地区域に限り個人墓地の経営を認めることとし、また、墓地禁止区域については、許可を与えないものとする。

5 工事完成届出及び竣工検査

細則第4条の規定により工事完成届出が提出された場合は、保健所長は職員に竣工検査を実施させ、申請のとおり造成または建築されているかを確認し、薬務衛生課長に竣工検査結果を報告する。

6 みなし許可に係る報告

法第 11 条による見なし許可が行われた場合は、保健所長は、墓地の経営者に対して下記の 事項について法第 18 条の規定に基づき報告を求める。

- (1) 墓地等の構造設備を明らかにした図面及び計画墳墓数
- (2) 墓地にあっては、その区域、区画を明らかにした図面
- (3) 区域及び施設を変更する場合にあっては、変更の内容を示した図面
- (4) 墓地管理規則(市町村等にあっては、管理条例)の写し

7 経営

法人等の墓地経営においては、安定経営及び永代管理の観点から墓地の使用権のみの販売とする。

第5 他法令との関連

墓地について、他法令と関連ある事項については関係機関又は他部局との協議、調整が必要であり、事前に調査、指導を行う。また、墓地等の許可については、当該事業の最終目的であることから、経営許可申請を行う場合、原則として他法令の許可又は確認等を受けていることとする。なお、他法令とは、概ね次のような法律がある。

1 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)

国土利用計画法第23条の規定により、下記面積以上の土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者は、知事に届け出なければならない。

- (1) 都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域にあっては、二千平方メートル
- (2) 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域((1)に規定する区域を除く。)にあっては、五千平方メートル
- (3) (1)及び(2)に規定する区域以外の区域にあつては、一万平方メートル
- 2 宗教法人法(昭和26年法律第126号)

宗教法人が事業活動として霊園経営を行う場合は、宗教法人法に基づき認証を得た規則において、墓地等経営を行う旨の規定があること。

- 3 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)
 - (1) 法第11条第1項の規定により、都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第59条による知事又は国土交通大臣の認可をもって、墓地経営の許可があったものとみなされる。但し、認可を受けた事業体が当該墓地を経営・管理する場合に限る。

- (2) 都市計画法第29条により、1ヘクタール以上の墓地の開発行為を行う者は、県知事の許可を受けなければならない。
- 4 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)

法第11条第2項の規定により、土地区画整理事業の施行による墓地の新設又は廃止については、事業計画の知事の認可をもって、墓地経営の許可があったものとみなされる。但し、認可を受けた事業体が当該墓地を経営・管理する場合に限る。

- 5 沖縄県県土保全条例(昭和48年条例第53号) 沖縄県県土保全条例第6条の規定により、三千平方メートル以上の一団の土地について開発 行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(県土全域を対象とする。)
- 6 建築基準法(昭和25年法律第201号) 建築基準法第6条の規定による建築物を建築しようとする場合は、建築主事の確認を受け なければならない。
- 7 自然環境保全法(昭和47年法律第85号) 自然環境保全条例(昭和48年条例第54号)
 - (1) 自然環境保全法第25条及び自然環境保全条例第20条の規定により、自然環境保全地域の特別地区においては、国指定地区にあっては環境大臣の、県指定地区にあっては知事の許可を受けなければ、木竹の伐採、工作物の新・改・増築、土地の形質の変更等の行為をしてはならない。
 - (2) 自然環境保全法第28条及び自然環境保全条例第22条の規定により、自然環境保全地域の普通地区において、工作物の新・改・増築、土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、国指定地区にあっては環境大臣に、県指定地区にあっては知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 自然公園法(昭和32年法律第161号) 沖縄県自然公園条例(昭和49年条例第10号)
 - (1) 自然公園の特別地域又は特別保護地区においては、国立公園にあっては環境大臣の、 国定公園、県立自然公園にあっては、知事の許可を受けなければ、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為をしてはならない。
 - (2) 自然公園の普通地域において、工作物の新・改・増築、土地の形状変更等の行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣へ、国定公園、県立自然公園にあっては、県知事へ届出なければならない。その場合、環境大臣又は知事は、届出者に対して、当該行為を禁止し、制限し、又は必要な処置を執るべき旨を命ずることができる。
- 9 森林法 (昭和 25 年法律第 249 号)
 - (1) 森林法第25条第1項に規定する保安林の区域内で、墓地等を造成しようとする場合は、 同法第27条第1項により保安林解除の申請書を農林水産大臣に提出し、解除の通知を受 けなければならない。
 - (2) 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象民有林の区域内で墓地を造成使用とする場合で、1ヘクタール以上のものについては、同法第10条の2による開発行為の許可を受けなければならない。
- 10 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)

農地法第2条第1項に規定する農地に、墓地等を新設・拡張しようとする場合は、同法第4条又は第5条による農地を農地以外のものにする知事の許可を受けること。

11 地方自治法(昭和22年法律第67号)

市町村が墓地等を設ける場合は、地方自治法第244条の2の規定により条例を制定し、必要に応じて規則を定め管理運営上支障のないようにすること。

12 その他

- (1) 都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)
- (2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
- (4) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)



第6 その他

1 審査にあたっての留意事項

墓地の経営には、永続性、非営利性が求められるため、平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針等について」に基づき、「経営者の適格性」「墓地の設置場所及び構造設備」「安定的な経営管理計画」「墓地使用約款(規則)」について審査するものとする。

また、墓地使用権の販売により一時的に多額の金銭が集まり、これを墓地経営でなく他の事業に回し、本来の墓地経営に支障をきたす事例等があることから、許可にあたっては、「使用料を原資とする管理基金を造成すること」等必要に応じて許可条件を付けることとし、次の事項に留意すること。

- (1) 市町村及び自治会の意見については、墓地等の設置される住所地の市町村、自治会の意見のみならず、必要に応じて、隣接市町村及び隣接自治会の意見についても考慮し審査すること。
- (2) 墓地等の造成については大規模な開発となるので、常に環境保全に留意し、墓地造成工事着手後は関係機関と連携を密にすること。
- 2 墓地の維持管理について

墓地の維持管理について具体的には、墓地内の清掃、諸施設の整備、修景等であるが、根本的には墓地の保全であり、墓地の経営者は環境衛生上支障のないように常に努めなければならない。

3 この要領は決裁日から施行する。

附 則 [略]

参考様式 [略]